一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和3年4月12日	長崎県央農業協同組合（法人番号6310005004554） 代表者真壁正二郎	波佐見さくらホール営業所	輸送施設の使用停止（40日車）、文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第1項第2号、法第17条第4項、道路運送車両法第48条	令和3年1月22日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)(2)定期点検整備(3月・12月)の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定運転者に対する特別な指導監督違反（安全規則第10条第2項）、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	7点	4点
	長崎県諫早市栗面町174-1	長崎県東彼杵郡波佐見町長野郷380-8					
令和3年4月12日	株式会社東洋ナビックス（法人番号3290001043628） 代表者吉田洋	本社営業所	輸送施設の使用停止（40日車）、文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年11月18日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運行指示書に係る（作成、指示、携行）義務違反（安全規則第9条の3第1項)、(8)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	4点	4点
	福岡県大野城市乙金１－３－４	福岡県大野城市乙金１－３－４					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和3年4月12日	有限会社高尾商会(法人番号6300002009755)代表者高尾光博 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津1515－7	本社営業所 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津1515－48	輸送施設の使用停止(90日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第3項、法第17条第4項、道路運送法第95条	令和2年11月13日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)過積載運送(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第3項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(8)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(10)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	9点	9点
令和3年4月12日	九州名鉄運輸株式会社(法人番号2290001047068)代表者林立夫 福岡県糟屋郡久山町大字久原字松浦160	唐津営業所 佐賀県唐津市畑島字前田5766	輸送施設の使用停止(120日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年11月25日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼の記録(改ざん・不実記載)違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録(改ざん・不実記載)違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)	12点	12点

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和3年4月14日	株式会社領山 (法人番号3350001009036) 代表者山領綱春	本社営業所	輸送施設の使用停止(40日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年11月27日、監査実施。5件の違反が認められた。 (1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(4)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(5)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	11点	11点
	宮崎県北諸県郡三股町大字長田2336番地1	宮崎県北諸県郡三股町大字長田字霧島待1481					